

鳥羽市全員協議会会議録

平成29年9月14日

○出席議員（13名）

1番	奥村 敦	2番	片岡 直博
3番	河村 孝	4番	山本 哲也
5番	木下 順一	6番	井村 行夫
7番	中世古 泉	8番	戸上 健
9番	浜口 一利	10番	坂倉 広子
11番	世古 安秀	13番	尾崎 幹
14番	坂倉 紀男		

○欠席議員（1名）

12番 橋本 真一郎

○出席説明者

- ・南川建設課長、中山副参事、片岡補佐
- ・池田環境課長、上村補佐、山口係長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	濱口 博也	次長	
		兼庶務係長	上村 純
		兼議事係長	
書記	中山 真緒		

(午前10時20分 再開)

○浜口一利議長 本会議に引き続き、ご苦労さまでございます。

ただいまから全員協議会を再開いたします。

本日の案件につきましては、お手元に配付してあります事項書のとおりでございます。

それでは、議事に入ります。

協議事項1、執行部からの報告事項であります。

それでは、①道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について、担当職員の説明を求めます。

課長。

○南川建設課長 それでは、よろしくお願います。建設課の南川と申します。

まず、資料ですね。3ページの資料になっていますけれども、ご確認ください。

それでは、今回の全員協議会に提出しました案件につきましては……

(何事か発言するものあり)

○浜口一利議長 ちょっと用意してください。

○南川建設課長 よろしいでしょうか。

○浜口一利議長 はい。続けてください。

○南川建設課長 案件は、道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出についてと題しまして、五つの団体から鳥羽市の議長宛てに8月29日付で提出をされたものでございます。提出者は、書いてあるとおりですが、三重県社会基盤整備協会会長河上敢二、これは熊野市長です。それと、三重県道路協会会長亀井利克、名張市長ですね。三重県国道協会会長前葉泰幸、津市長ですね。それから、三重県市町道路整備促進期成同盟会会長石原正敬さん、菰野町長ですね。三重県都市計画協会会長櫻井義之、亀山市長の五つの団体でございます。この団体から鳥羽市議会議長宛てに送られてきましたが、内容が道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置ということで、関係する建設課からご説明をさせていただきたいと思っております。

内容につきましては、1ページの本文をごらんください。

文面の「さて」というところから少し読ませていただきます。

現在、地方道路の整備に対しては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「道路財特法」という。)の規定による補助率等のかさ上げが講じられております。

しかしながら、この道路財特法の規定によるかさ上げ措置は、平成29年度までの時限措置であり、本年度末で失効することとなっております。

三重県では、国土強靱化や、地方創生に取り組んでいますが、この推進に不可欠な県内の道路整備は道半ばの状況にあります。今、補助率等のかさ上げ措置が廃止されると、地方自治体の道路整備に係る財源が不足することになり、地域のニーズを踏まえた必要な道路整備に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

つきましては、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置が、平成30年度以降も継続されるよう、各市議会において地方自治法第99条の規定による意見書の提出について、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し

上げます。

なお、8月9日に実施した当協会の三重県議会議員長要望の際に、三重県議会の舟橋議長、水谷副議長様から、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置が平成30年度以降も継続されるよう、県議会として意見を取りまとめる方向であると伺っておることを申し添えますということで、つまり、道路財特法の規定によるかさ上げ措置が平成20年から10年間の、平成29年度までの時限措置としていましたが、本年度末で失効してしまうため、30年度以降も継続をできるように意見書を国へ提出してほしいということであります。

3ページ目の横書きの、財特法におけるかさ上げ措置の延長についてというところをごらんください。

この3ページ目の表の中に、右の欄の交付金（社会資本整備総合交付金）（防災・安全交付金）の欄の都道府県道、市町村道という欄がありますが、そこに記載をされておりますけれども、本来は条文の上の2分の1以内となっている補助率が、この10年間の時限措置により10分の5.5としてかさ上げがされているということでございます。

ちなみに、鳥羽市の例も含めまして、道路整備に係る関係で、今年度の事業費が約1億900万程度でありますけれども、これが5%のかさ上げがされないと約545万程度減るということで、当然、事業の推進にも影響をしてくるということでございます。

以上のことから、この5団体の依頼により、2ページ目をお願いいたします。2ページ目に、道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書という例文がありますように、三重県下市町統一して、議会議長から提出先に記載をされております衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣というところに意見書を提出していただきたいという内容でございます。

以上でございますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○浜口一利議長 説明は終わりました。

この道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続ということについてご意見はございませんか。なしとは思うんですけれども。

（「なし」の声あり）

○浜口一利議長 なしとは思うんですけれども。なさげ……

（「意見」の声あり）

○浜口一利議長 何か。

○尾崎 幹議員 これをやっぴりかさ上げしてもらえへんことによって違うものがまた出てくるとか、昔なんか道路特定財源でぼーんと出てくるような、それで一気にやってくれというのがあったと思うねやけれども、それはないのか。はい、わかった。

○浜口一利議長 課長。

○南川建設課長 現状ではないということと、これを強く30年度以降も全国的に要望していきたいと、三重県下の中で統一していきたいということでございます。

先ほど私が鳥羽市の例ということで挙げたんですけれども、三重県全体の5%下げるという事業費で、約7億4,000万というかなりの金額になってきます。これが減額されると来年度以降の事業量としても、三重県が試算しておるところでは約15億円程度事業量が減ってくるんじゃないかということも言われておりま

すので、何とか各市町含めて、三重県の事業もそうなんですけれども、まだまだ道路整備というのは文面に書いてありますように道半ばということで、さらに投資をかけてやってほしいというところがありますので、何とか強く要望していただきたいということでもあります。

○浜口一利議長 今の課長の説明どおり、鳥羽市においては545万というような数字は出ていますけれども、三重県においては影響が大きくなるというような説明もありましたので、かさ上げ措置の継続については意見はないと思うんですけれども、それでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

○浜口一利議長 それと、続いて、この意見書の提出者を決めてほしいんです。そして、賛成者ということなんですけれども、できれば文教産業委員会、委員長はちょっとよけ言わなあかんで、請願読まなあかんで、文教産業委員の中から提出者をお願いしたいと思います。決めてください、それについては。

片岡議員、どうやろう。片岡さん、どうやろう。いや、副委員長になって、その気になってきたかもわからんけれども。片岡議員、どうですか。

○片岡直博議員 いいです。

○浜口一利議長 では、もう異議ないということなので。

(「ないです。」の声あり)

○浜口一利議長 それと、賛成者も文教産業委員の中からお願いしたいということで。

(「はい」の声あり)

○浜口一利議長 そういうことでよろしく願いいたします。

それでは、この件については以上のとおり、本会議で議員発議により上程となりますので、よろしく願いします。

それでは、この件は終了いたします。

説明員を入れかえますので。ありがとうございました。

それでは、環境課に入ってくださいまして、②所管事務調査「景観と再生可能エネルギーの調和について」調査結果報告書の政策提言への対応についてであります。

それでは、早速ですけれども担当職員の説明を求めます。

課長。

○池田環境課長 失礼します。環境課長の池田です。よろしく願いします。

去る5月15日に鳥羽市文教産業常任委員会から所管事務調査「景観と再生可能エネルギーの調和について」の調査結果報告書により提出いただきました内容につきまして、この件につきましては静岡県富士宮市、環境省、三重県、愛知県田原市等への行政視察や調査委員会内での会議を通じて、鳥羽市における景観と再生可能エネルギーの調和に対する方向性を示していただいたということで、大変ありがたいというふうに思っております。

それでは、政策提言に対しまして、市の対応を説明させていただきます。

すみません、資料1をお願いします。

○浜口一利議長 よろしいですか、資料1。

(「はい」の声あり)

○池田環境課長 提言の中で、短期的行動としまして、①市独自の抑止策(要綱またはガイドライン)を検討するという部分につきましては、29年8月9日の政策会議におきまして、条例を制定していくという方向で決定させていただきました。

②行政の相談窓口の一本化を検討ということにつきましては、現在、三重県のガイドラインを運用しております。この運用に当たりましては環境課が窓口となって、関係課と連携して対応しております。

中長期的行動ですが、③市独自の抑止策(条例を検討)ということにつきましては、先ほど短期的行動で報告させていただきましたように、8月9日の政策会議において条例を作成するということでの決定をしております。

国県への要望強化につきましては、今後も再生可能エネルギーを推進していく方針で国のほうはありますので、ガイドライン等で、この内容につきましてはいろいろ国のほうでも対策はとっておりますけれども、根本的には抑制の方向には動いていないというふうに思っております。規制する法律がないというのが現状だというふうに認識しています。

この問題につきましては、直面している自治体ごとに対応していくということが求められております。そういった中で、市レベルで解決できない問題等が起きましたときには、近隣市町等と連携しながら国や県への相談、あるいは要望を求めていきたいというふうに考えております。

資料2をお願いします。鳥羽市の条例制定方針決定までの流れについてです。

先ほど資料1のうち短期的行動①の市独自の抑止策(要綱またはガイドライン)の作成を検討するということと、中朝的行動の③市独自の抑止策(条例を検討)につきまして説明させていただきます。

1の鳥羽市議会の動きにつきましては、市内風致地区でのメガソーラー開発に伴い、市民あるいは団体からさまざまな意見、懸念が寄せられた経緯から、28年6月から29年5月の1年間の活動の中で短期的行動、中長期的な観点から市への提言を盛り込み、5月15日に報告されております。

2の条例制定方針決定までの経過ですけれども、報告されました所管事務調査結果報告書の政策提言では、短期的行動として、財産権等の調整等法的に時間がかかる条例より事業者に思いとどませることを優先して、法的拘束力のない抑止策としての要綱、ガイドラインを早急に検討とし、中長期的には市独自の抑止策、条例の検討を求めるという提言をいただいております。

提言の前後の動きですが、国におきましては平成29年3月から、事業者に適正な事業実施を求めるため、保守点検等の実施や関係法令遵守のほか、自治体や地域住民とのコミュニケーション、防災、環境保全、景観保全等の考慮を求める事業計画策定ガイドラインが運用されました。

また、4月からは再生可能エネルギー、発電施設と地域の共生を図るため、関連法令の違反が判明したときには事業者に対して適切な改善命令あるいは認定の取り消しを可能とするFIT法が改正、適用されております。三重県におきましても、太陽光発電施設の設置に当たり、計画段階から地域住民、市町、県に情報が提供され、設計、施工、運用、廃止の各段階で地域との調和が図られるよう、事業者の遵守事項を示した三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインの策定が進められ、7月から運用されております。

近隣の志摩市では、大規模な太陽光発電施設の建設やそれに伴う山林の伐採、土地の造成等により自然環境

及び自然環境の消失、地域の一次産業及び住民生活への影響が懸念されることを背景に、発電設備の設置と自然環境等の保全との調和を図ることを目的に、細かい手続に加え、不適切な事業者の公表を盛り込んだ志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例が7月から施行されております。

太陽光発電につきましては、太陽光発電の売電価格の下落により計画を進める事業者が減少するというふうに思われておりましたが、太陽光パネル設置価格の下落や太陽光発電投資ファンドなどの動きもあり、今後においても引き続き大規模な太陽光発電施設の建設が行われるというふうな思っております。このような状況を鑑みまして、市としましては、太陽光発電設備が適正に設置されることを目指し、三重県のガイドラインと志摩市の条例を比較検討しまして、不適切な事業者を公表することができ、太陽光発電施設設置に適正な設置が求めやすい条例化を最終的に進めるということをおこなったことを8月9日の政策会議において決定したものです。

資料3について、担当のほうから説明させていただきます。

○山口係長 資料3のほうをごらんいただきたいと思います。環境課の山口です。よろしくお願ひします。

○浜口一利議長 よろしいか、資料3。

(「はい」の声あり)

○浜口一利議長 始めてください。

○山口係長 この地図は、市の独自調査によってイメージとして作成させていただいたもので、正確性を追求したものではありませんが、議員の皆さんに状況を把握、状況を知っていただくために、イメージを持っていただくために今回おつくりさせていただきました。

この内容については、なかなか答えられない部分もありますし、国の情報、うちは開示を受けているんですけども、それをこの場で言えるというものはなかなかございませんので、イメージとして持っていただくためにつけさせていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

以上です。

○浜口一利議長 以上で説明は終わりました。

この件につきまして、ただいま説明がありましたけれども、ご意見、質問等があれば伺いたいと思いますけれども。

尾崎議員。

○尾崎 幹議員 一番大事なのは、うちの市長がどう考えているかをやっぱりしっかりと盛り込まな。というのは、最終的には何も変わってへんで、どういう中身が出てくるかわかりませんが、県のほうの森林法、これ今黄色の部分が開発ですよ。今後、これも全部森林法を絡めてきますよ、林地が。林地の新しい取り組みとして、県はちょっと強化していますけれども、けれども最終的には県は、うちの意見書がやっぱり、そこら辺はどうなっているか。市長に対しての意見書を求めてくると思うんですが。それを条例化でしっかりとつたっていかないかんという部分が強いやっぱり拘束力になってくると思うもので、そんなのはどう。

○浜口一利議長 山口係長。

○山口係長 まず、今課長の説明にもあったように、三重県のガイドラインというのが運用されています。三重県のガイドラインは、ほかの条例とかほかの法の申請等もしてもらわなあかんですけれども、それプラス三

重県のガイドラインも運用しているということで、プラスうちにも、今まで森林法とかで申請があったもの以外の太陽光の詳細の部分が、うちのほうに情報が入ってくるようになったんですね。そこで住民等にも情報がいけるように、住民の説明会をなささいというような、そういう内容も盛り込まれていて、そういう状況に今なっているところです。

ですので、尾崎議員がおっしゃられる森林法についてはそのまま各課で、いろんな法令については各課で対応している状況ですけれども、それプラスうちのほうからもまた働きができる、別の部分で市民にも情報があって、市民のほうからもそういう行動が起こせるというような状況ではあるということになっていると。

以上です。

○浜口一利議長 尾崎議員。

○尾崎 幹議員 とりあえず中身を、どんなものつくったかというのをやっぱり一遍議論する必要があると思うよって、その中身に対してもやっぱり、市長や議会のやっぱり責任も入れていかないかと。それがやっぱりもう一つ踏み込んだ強い拘束力になると思うし、抑止にならないかんわけやで。最初にガイドラインを照らし合わせると言うとなやで、ガイドラインは抑止になつとらないかんわけやんか。その中身をしっかりとちょっとこちらへもう一遍出してもらうて、そこでやっぱり色づけをすることが一番大事かなと。

ただ、最初に課長が言われたように個人の財産権も含まれる。ご存じのように国のほうからも国立公園内の80以上のあれがもう個人財産やと。そういう流れの中で、それで、その個人財産に関しては最終的には市長の意見書がやっぱり物を言うておったものでね、今まで。本来は市長の思いがやっぱり入った条例にしていけないかと。それに対して、議会がやっぱりしっかりとチェックするような流れも必要やと。それでマルやったら、それこそ旗振って大きく事業をしてもらうたら結構なわけやで。そこまでいくまでには住民の説明とか入っておるけれども、本来なら鳥羽市の今ある条例、緑のあの条例の中の緑化部分の拡大は絶対必要よ。20%やったか、あれをやっぱり最低でも50%にする。本当に環境を守るならばよ。鳥羽市はもう全部山林に関しては開発したんねやというような、最初に計画があるわけやで、いろいろな。総合計画をもとにせないかん部分と、いろいろやっぱりうちには計画があるよって、その整合性を見ることに対して、市長の的確なやっぱり思いを入れやないかん。その思いに対して、僕らがチェックするような流れができるよにせな。

条例つくったらええという問題じゃないわけですよ。これは県の森林課、僕は分行ったよって、いいかげんやったものでこう変わってきとると思うんですわな。それはもう全国同じことが言われとったわけやで。一遍中身をしっかりとこちらへ提出してもらうて、その中身に対して一遍議論させていただきたいと思えますけれども、議長、どうですか。

○浜口一利議長 尾崎議員、きょうの説明については政策提言を受けて条例をつくっていきますという説明ということですので、まだそこまで入っていないということなので。

○尾崎 幹議員 そやけど、ここに書いてある内容に、いや、ここに書いてある内容は、文言に対して説明を求めた……

○浜口一利議長 今、尾崎議員の質問なんですけれども、やはりこの条例をつくっていく上に当たって、やはり議会との話というんですか、議会のほうの意見も聞いていただいて、双方で条例をつくっていくというような方向性なんですけれども、そのあたりは。それで、随時議会と意見を、情報を共有しながらつくっていくとい

うことでお願いしたいと思います、これについては。

それで、きょうのについては、政策提言を受けて条例をつくるに至っての話ということなので、そのあたりで質問があれば。

(「今、流れの話やな」の声あり)

○浜口一利議長 はい。

世古議員。

○世古安秀議員 1点だけ。条例をやっぱり思い切ってというか、志摩市もつくったからやっぱり鳥羽市も同じようにつくっていかないかんといい、政策会議の中で決定した、それはそれで私はいいかんと思うんですけども、これ、いつごろまでに施行するという、そういうスケジュール的なところはどこまで考えているのか、その辺はどうですかね。

○浜口一利議長 スケジュール、条例はいつということなんですけれども、課長、どうですか。今後の……

○世古安秀議員 いつつくるのか、施行するのかという。

○浜口一利議長 条例制定までの。

課長。

○池田環境課長 議長、これは各課、関係課との協議を踏まえて条例の原案を考えております。その中でパブリックコメントを求めながら作成するというのを考えておりますので、手続上はですね。12月議会には提出したいというふうに考えております。

(「提出。上程やろ」の声あり)

○池田環境課長 すみません、上程です。

○浜口一利議長 世古議員。

○世古安秀議員 ちょっと大変やけどね。よろしいです。目指すということやね。

○浜口一利議長 12月議会までにということやな。

ほかにございませんか。

(「もう一つだけ」の声あり)

○浜口一利議長 どうぞ。

○尾崎 幹議員 おたくだけでやっつるわけじゃないよな。政策会議やで、各担当課の専門職入れてあるな。それを入れやな、この今の地図を見とるだけでも、建設課はしっかりと国土交通省のやっぱり深層崩壊を調べないかんよ。平成13年に警告が出とんやで、鳥羽の山は深層崩壊しとると。そういう流れのもとでやらな、許可出したわ崩れてきたわ地盤が悪かったわとか、そこまで徹底せないかん、うちは。志摩市みたいに絵に描いた餅ではいかんよって、しっかりとやってください。

○浜口一利議長 庁内を統一した中での政策会議も踏まえて、しっかりした中でつくってほしいという要望という……。

(「しっかりしたものつくってもええんやで。いかんとは言うてへんで」の声あり)

○浜口一利議長 それについて答えてください。

○池田環境課長 条例の策定の中でも当然関係課の協力を求めますし、こういった専門的な部分については環境

課の職員だけでは対応できませんので、先ほど尾崎議員が言われたように、専門的な知識については関係課の協力を得ながら進めたいというふうにこれは考えているところです。

以上です。

○浜口一利議長 それは当然そういうことでやっていかな。

どうぞ。

○尾崎 幹議員 この制作過程をやっぱり委員長、副委員長ぐらいには随時報告をしてもらわな。ぼんと出てきて、これ、どうですかじゃなしに、やっぱり段階が必要やで。過程をやっぱり重視して、それが本来の住民のやっぱりパブリックとかそれにつながっていかないかんわけやで、そこら辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

○浜口一利議長 これについてはそういうことでいくということによろしいですね。

戸上議員。

○戸上 健議員 2点お聞きします。

この5月に我々が政策提言してから現在まで、資料によると未着工5カ所だけれども、その間に申請というか打診、そういうものは何件ありましたでしょうか。5月から現在までの間に。

○浜口一利議長 山口係長。

○山口係長 5月から新たに出てきたものというものはないです。

(「ありませんな」の声あり)

○山口係長 県のガイドラインが4月から運用されて、1件そこで県のガイドラインに基づいては出てきています。ただ、これはそもそももう国に申請しているものでして、うちの中では把握はさせてもらっていたので、詳細な情報が入ってきたというような状況だけです。あくまで県のガイドラインに該当したので申請をしてきたと、改めて申請をしてきたという形になります。

○浜口一利議長 戸上議員。

○戸上 健議員 担当課と政策会議では、我々所管事務調査で行って資料として添付したと思うんだけど、富士宮市のガイドラインというのは研究なさいましたでしょうか。していますか。

(「はい」の声あり)

○戸上 健議員 何で我々文教が、この条例化というのは中長期の展望で条例化すべしと、その前にガイドラインの抑止策を早急にやれという政策提言をしたかということ、切迫性、緊急性があったためなんです。今の報告によると、この間に、県のガイドラインが出てから申請があったということやな。ではないんか、さっきの説明では、僕が5月から今までの間にどれだけ新たな申請があったかというふうに聞いたら、それはないけれども、県のガイドラインが出てから何件かあったということやね。1件あったということか。

○浜口一利議長 山口係長。

○山口係長 申請はもう既に、国への申請は出ていたんですよ。それで、県のガイドラインに基づいたものに該当したので新たにというよりも改めて申請があったというだけで、そもそももう認定は受けているんですけども、県のガイドラインに該当したので出してきたと。

○浜口一利議長 戸上議員。

○戸上 健議員 県のガイドラインをつくったのはそれなりにベターなんやけれども、ベストなガイドラインで

はないわけさ。さまざま、まだまだ条例に比べたら抑止効果というのは薄いわけさ。そやもので、我々としては鳥羽市独自の、我々が判断できるガイドラインを早急につくりなさいという提言をしたわけやな。所管事務調査の提言書を市長に渡したわけや。ところが、条例化するというところで、さっきの答弁では12月ということになるわけやろう。そうなると来年やわな、条例案の施行ということになると。その間の効果というのは、もう議会のところも責任があるわけやもので、さっき文教の委員長が言うたけれども、絶えず所管事務調査で政策提言をした文教とすり合わせをして、そういう抑止力を住民の心配ないように高めるということを僕は注文しておきたいというふうに思うんです。

○浜口一利議長 これについて、課長。

○池田環境課長 環境課としましては、もちろん地域住民に影響を与えるような太陽光発電施設というのは当然抑止していくということは、これは念頭に置いて進めます。ただ、その点についてはどういう方法があるかということを検討する中で、志摩市の公表というところがガイドラインよりも踏み込んだというところで、それを柱に進めていくというところでの条例の選択ということになっておりますので、そのあたりを議員が言われるようにきっちりとめられるような形のを条例化していきたいというふうに思っております。

○浜口一利議長 戸上議員。

○戸上 健議員 わかりました。それは理解はできます。できますけれども、何で僕が富士宮市の例を挙げたかという、我々所管事務調査で行って、富士宮市はそれまで進出の計画がいろいろあったけれども1件も許してへんわけさ。それで、国立公園というのは、若干普通地域と特別地域の差はあるけれども、何でかという、市が独自に定めたガイドラインの抑止策、これが効果を発揮しとるわけ。しかし、僕がさっき紹介したように、県のガイドラインでは申請ができる、そういう富士宮市に比べたら緩やかなもので、そやものであなた方は富士宮市のガイドライン策というのを十分検討した上でこういう方向を出したのかということ、僕を指摘したわけです。担当課も政策会議も、そのあたりは十分議会の意向を踏まえてやってくれたらというふうに思うもので。

以上です。

○浜口一利議長 議会としては早急にガイドラインをつくってほしいということを政策提言したわけやけれども、三重県のガイドラインに沿ってというような方針が示されたということなんですけれども、それで今懸念されるいろいろな問題がガイドラインで排除できるかということについてちょっと不安があるということなんですけれども、それについて、三重県のガイドラインで十分、これで準用していこうという、政策会議の中で決まったわけなんですけれども、今言われる懸念性というのは払拭できるんかということなんですけれども、それについてはどうですか。そういう話はあったと思うんですけれども。三重県のガイドラインで十分というようなことで進めたわけだと思ってるんですけれども。

○山口係長 三重県のガイドラインというよりも、志摩市の条例をもとにという形で考えています。三重県のガイドラインというのは今運用している状況で、県内全ての市町に運用されるものですので、今運用している状況だということ。ただ、ガイドラインで足りない部分がある。

(「そのあたり」の声あり)

○山口係長 その部分を、先ほど課長が言わせてもらったんですけれども、資料2をちょっとごらんいただきました

いと思うんですけども、資料2の太字の部分、経過の太字の部分なんですけれども、条例はガイドラインよりももちろん拘束力が強いんですね。それと、条例のほうが不適切な事業等の公表内容についてガイドラインより踏み込める。というのは、固有名詞が出せるということなんですよね、条例のほうが。ガイドラインでそこまでするということはちょっと難しいということで、弁護士の方から言われています。あとは、これも同じなんです。弁護士の方から言われている部分なんですけれども、条例については勧告まで踏み込めるということで、県のガイドラインでは指導までしかないんですけども、勧告までできるということで、この3点において、やっぱり抑止力という部分で上回るということで、条例を制定するというふうに至りました。

以上です。

(「わかりました」の声あり)

○浜口一利議長 ほかにございませんか。

(「1点だけ」の声あり)

○浜口一利議長 1点。

はい、どうぞ。

○尾崎 幹議員 今これ計画されて申請出ている、値段ええもので出ていると思う、これは。新たなものは出てへんと思う。10年や、古いんやったらもう十二、三年前にエネルギーの値段がええときに出てきたやつばかりさ。そやけど、これが転売されているんやでな、次々。それが本当に鳥羽市にとってええか。今言うたように県のガイドラインの中、志摩市が踏み込んでいると言うけれども、こんなもの業者がかわりよったらまた白紙からやでな。そこの盲点を全部突いたような内容では、志摩市は僕はいかんと思ったもので、見て、鳥羽市独自のものをやっぱりつくり上げる文言が絶対必要やと。

それはなぜかという、知っているように都市計画内に何も理由もなしにできてくるようなまちなんやで、一切認識がないと思う、みんな。それで、ちょうどええ時期なんやで。よそのことは関係ない。うちのうちでやっぱり確かなものをつくり上げやな。それが住民の安全・安心につながるかんねやで。そこまでは議論したいよって、考えておいて。

以上。

○浜口一利議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利議長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、これから条例をつくっていく過程の中で議会にも情報提供をしながら、お互いにつくっていくというような方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、執行部の皆さんは退席をお願いします。

それでは、続きまして、協議事項2、議会からの報告事項についてであります。

それでは、①普通救命講習について、事務局長から説明をさせていただきます。

局長。

○濱口事務局長 それでは、私のほうから1点事務連絡というか、報告のほうをさせていただきます。

平成26年12月に策定しました鳥羽市議会災害時行動計画というのがございます。その中に訓練と災害予

防対応ということで、その第6項の第4号には「議会は、普通救命講習を実施し、議長及び議員に対し進んで受講するよう推奨する。」というふうに定義がされております。このようなことにつきましては、ずっと長い間実施、実現ができておりませんでしたので、このたび消防本部にお願いをさせていただきまして日程調整をさせていただきました結果、9月26日火曜日、予算委員会の補正の最終日になるんですが、その審議と全協及び議運が全部終わった後に、多分時間は午後からになると思うんですが、全員に普通救命講習を受けていただきたい、受講していただきたいというふうなことで、ちょっときょうは報告をさせていただくことになりました。

場所につきましては、この第2委員会室のほうでできればというふうに考えております。26日です。

講習時間なんですが、大体2時間半ぐらいから3時間ぐらいかかるということですので、午後から半日ぐらいかかると思いますので、そのように了解していただければと思います。

ですので、9月26日は、まことに申しわけないんですが午後からの普通救命講習に合わせまして動きやすい格好ということで、作業着もしくはジャージ等の準備もしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

連絡事項は以上でございます。

○浜口一利議長 救命講習、はい。

○尾崎 幹議員 その今言われた内容は、町内会でやっている内容やと思うんですけども、それをちゃんと受講して、国のやつを持っている人はどうするの。僕コーディネーター持っているもので、泊まりがけで消防学校へ何遍も行っているのさ。勘弁して。

○浜口一利議長 局長。

○濱口事務局長 実は坂倉広子議員もまだ最近受けられたという話も消防のほうから聞いて、尾崎議員今言われたように、受講されてもう消防署の受講証を持っている方はある程度いいんですけども、あともし受けていない方につきましては、行動計画に合わせまして受講をぜひしていただきたいということで、ちょっとお願いのほうをさせて……

(「ちょっとぼーっと聞いとったけど、普通、救命講習の普通」の声あり)

○濱口事務局長 そうです。それ以上の救命講習を受けられる方も、尾崎議員見えたりしますので、その辺は。修了証とかいろいろもろうていますので、ふだんは持っているんですけども、それを持たれている方は見ていただいても結構ですし、そのときの都合がよければまた受けてもらっても結構ですが、全く受けていない方につきましてはぜひ受けていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

(何事か発言するものあり)

○浜口一利議長 常に研修受けておかなあかんで。講習会やらあかんで。参加せなあかんで。

これについてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利議長 それでは、この件につきましては終わりたいと思います。

ないようですので、以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

これもちまして全員協議会を散会いたします。

(午前11時10分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成29年9月14日

鳥羽市議会議長 浜 口 一 利